

西条市サイクリングイベント企画・実施委託業務 仕様書

本仕様書は、西条市サイクリング大会実行委員会(以下「委託者」という。)と受託業者(以下「受託者」という。)との間で締結する西条市サイクリングイベント企画・実施委託業務の契約について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

西条市サイクリングイベント企画・実施委託業務

2 業務の目的

合併 20 周年記念事業として、自転車をテーマとしたイベントを開催する。本イベントは、西条市のサイクリング大会「いしづち山麓 SWEET ライド」の開催に先立ち、サイクリングのコア層だけでなく、誰でも気軽に自転車に触れ合う機会を提供することで、サイクリング人口の裾野拡大を図ることを目的とする。

参加される方々が、単なる移動手段だけでなく、趣味や健康、生きがいなどに繋がることを認識していただくよう、多彩なイベントを通して自転車活用の推進を図る。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月末日まで

4 業務実施方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

- ・自転車に親しむ場を多数設け、世代問わず一緒に楽しめる内容とすること。
- ・幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とした体験コーナーを設置し、サイクルスポーツの気軽さや楽しさがより実感でき、サイクルスポーツをはじめのきっかけづくりとなるように取り組むこと。
- ・自転車の安全利用の促進及び自転車利用人口の増加につながるように取り組むこと。

5 業務内容

「西条市サイクリングイベント」の開催等、開催に必要な一切の業務を行うこと。

(1) 「西条市サイクリングイベント」の参加者募集

① 業務内容

下記ア～イを条件とし、イベントの参加者の募集方法を提案し実施する。

ア 募集期間

令和6年7月下旬～11月

イ 参加資格

住所地、年齢など問わない

② プロモーションツールの制作

ア 制作物

参加者募集にあたり、下記を制作及び発信すること。

- ・告知チラシ
- ・テレビ・ラジオ CM

イ 留意事項

- ・告知チラシ等の制作にあたっては、民間事業者の有する知見や技術を活かして、見る人に興味関心を抱かせ、多数の集客が見込めるような工夫やプロモーション方法等を検討して提案すること。
- ・告知チラシ等のレイアウト及びデザイン等は複数案作成し、委託者と協議し決定すること。

(2) 「西条市サイクリングイベント」の開催

①実施日時：令和6年11月2日（土）10：00～15：00

②実施場所：西条市西部公園（西条市氷見乙 608 番地）

参加者駐車場：多目的広場、氷見ふれあい公園

③業務内容

○イベントの企画・運営

- ア 自転車人口の増加、自転車文化の定着へつながる内容を検討し、企画及び運営をすること。
- イ 一般参加者（いしづち山麓 SWEET ライド参加者以外）も参加できるよう工夫すること。
- ウ 気軽にサイクルスポーツを行うきっかけづくりとなるよう、体験コーナーや自転車を活用した魅力あるコンテンツ等を取り入れ、幅広い世代が自転車を楽しめるようなブースを設けること。

【想定内容】

- ・自転車を活用したショー
- ・自転車交通安全教室
- ・自転車アトラクション（人力発電/足こぎガチャガチャ/キッズバイク競技）
- ・スポーツ自転車・E-BIKE 試乗会
- ・フードブース

上記想定内容以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、積

極的に独自提案し、実施すること。

(3) 西条市のサイクリング観光映像の制作・放映

- ・「いしづち山麓 SWEET ライド」及び西条市内のサイクリングおすすめスポットの取材による映像制作とし、PR に効果的なテレビ番組内で放送をすること。なお、当該映像は、西条市の公式動画チャンネル等へのアップをはじめ、委託者による二次利用も可能なものとする。
- ・サイクリストへの訴求力の高い人物の起用についても、独自提案として認める。同人物が「いしづち山麓 SWEET ライド」でゲスト出走として参加することは可能であり、その際の参加費については委託者で負担とし、本業務の対象外経費とする。ただし、宿泊費や交通費などその他同人物に関する経費については、委託費内で処理すること。
- ・制作した映像は、一般的なパソコンで再生し、委託者で複製できるファイル形式(MP4 など)に変換して、DVD 等の記録媒体により納品すること。
- ・映像内容及び提出・放映時期については、受託者と別途協議する。

6 事業の実施体制及びスケジュール

提案にあたり、下記の内容を提出すること。

- (1) 実施体制：責任者及びスタッフの氏名及び役職と本事業での役割
- (2) スケジュール：契約からイベント実施及び放映までの大まかなスケジュール

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。また、参加人数の項目については必須とする。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 成果品の提出

- ・業務実績報告書：1 部
- ・本業務により制作した映像記録媒体：2 枚

9 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。

10 「いしづち山麓 SWEET ライド」との関連について

- (1) 本業務はサイクリング大会「いしづち山麓 SWEET ライド」の前日イベントという位置づけである。
- (2) 備品について、大型テント4基、簡易テント8基、長机39台、パイプ椅子34脚、長椅子37本については貸与可能。ただし、翌日イベントの配置(別図1)のとおり返却するものとする。
- (3) 「いしづち山麓 SWEET ライド」の広報開始は7月下旬を予定している。
- (4) 広報媒体として新規のHPの作成は必要としていないが、既存のHPがあるため、利用は可能。URL : <https://www.saijocycling.jp/>
- (5) 会場である西部公園については、委託者で予約済みである。また、施設利用料については、委託者が負担することとし、本委託業務の対象外経費とする。利用可能施設については、以下のとおり。
 - ・スポーツコミュニティセンター
 - ・西部公園テニスコート
 - ・西部公園多目的広場(駐車場利用)
 - ・西部体育館
 - ・石鎚クライミングパーク

11 その他

- (1) 業務遂行に当たっては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適正に個人情報を取り扱うこと。
- (2) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (3) 業務に必要な資料のうち、受託者で提供可能な資料は貸与する。
- (4) 制作物にかかる著作権、著作権は委託者に帰属する。
- (5) 業務遂行の過程において、委託者又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行う。
- (6) 受託者は常に委託者からの連絡を受け取れる状態とし、委託者からの打合せの申し出があった場合は、原則、委託者に出向き行うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責

任を負うものとする。

(8) 本仕様書に記載のない事項に関しては、委託者と受託者双方の協議の上決定する。

別図 1 (返却場所拡大)

大型
テント

大型
テント

大型
テント

簡易テント・長机等

大型
テント

大型
テント

